

# 地域のみんなで農地の未来を考える 「地域計画」を作しましょう



## 人・農地プランは、「地域計画」に変わります

令和5年4月から、これまでの「人・農地プラン」が「地域計画」として法律に基づく取り組みになりました。農業従事者の減少や高齢化により、使われない農地が増えることが懸念されています。「地域計画」は農地が利用されやすくなるように、また次の世代に着実に引き継いでいくための計画です。

農業者の方、地域にお住まいの方、関係機関の方での話し合いを通じて、地域農業の将来について一緒に考えていきましょう。

皆さまのご参加をお待ちしています！  
詳しい日程や会場は、町のホームページ等でお知らせします。

## 「目標地図」の作成がはじまります

### ～進め方～

### 「目標地図」=10年後の農地のイメージ

①農地をお持ちの方に、令和5年12月下旬から意向調査を行っています。

②地域の皆さまで、地域の農業の方針(今後も耕作する農地、作物等)を

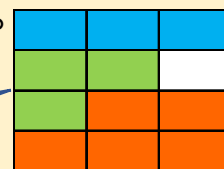
話し合い、10年後に誰がどの農地を耕作するか、

皆さまで色塗りをして区域分けし、「目標地図」を作成します。

※目標地図は将来のイメージ図ですので、これによって農地の権利設定がされるものではありません。

③皆さまで作った「地域計画」を町が公表します。

色塗りした担い手の方を農地の貸付、補助事業でしっかり支援します。



家族が農業を引き継ぐ予定

継続して耕作

農地は縮小予定  
使わなくなる農地は売却か借り手を募集

令和7年4月以降は、相対による利用権設定(農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定)を新たに行うことができなくなり、次の2つの方法のみとなります。

- ・農地法第3条に基づく許可申請
- ・農地中間管理(農地バンク)事業による貸借

※令和7年4月以降の農地中間管理事業による貸借では、受け手が「目標地図に位置づけられた農地の受け手であること」が要件となります。



【問い合わせ先】 ●いの町産業経済課(地域計画)・農業委員会事務局(目標地図) Tel(088)893-1115

●吾北総合支所(産業課)Tel(088)867-2313 ●本川総合支所(産業建設課)Tel(088)869-2115